

## PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領（案）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）においては、第 8 条第 1 項（法第 15 条及び第 19 条において準用する場合を含む。）に基づく「使用中のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）含有製品等の状況」や「PCB 廃棄物の保管状況」、「PCB 廃棄物の処分完了の状況」の届出を行う必要があります。届出等の実施においては、各届出様式の「備考」の他、以下の記入要領及び様式記入例をよくお読み頂いた上で、これらに従って記入していただき、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第 252 条の 19 で定めるところの政令市市長に届け出てくようお願いいたします。

必須項目については、記入が適切でない場合や不足している場合等には、修正や追記が求められますので、御留意願います。

なお、届出手続きにおいては、届け出支援ツール（仮称）の活用を検討ください。（アクセス URL: [https://\\*\\*\\*\\*.net](https://****.net)）

注) 令和●年●月●日に改正 PCB 特措法が施行され、新たに使用中の PCB 含有製品（絶縁油に PCB 含有が覚知された電気機器等）の届け出が義務付けられたことから、令和●年●月●日に関係する政省令を改正し、届出様式を変更しました。以下の記入要領では、変更後の届出様式の記載方法や注意事項を記載しています。但し、電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に基づき届け出られた PCB 含有電気工作物及び PCB 含有原子力発電工作物については、様式第 1 号の届出は不要です。これらについては、使用を終えた時点から、様式第 2 号の届出を実施してください。

注) 各種届出項目確認の際は安全に十分留意し、定期点検などの通電していないタイミングに、専門知識を有する者の立ち合いの下、実施してください。届出に間に合わない場合は空欄で届け出た上で、確認が取れ次第再度届け出てください。

### 1. 各届出書等の実施時期等について

届出等の実施者及び実施時期を届出等の種類ごとに整理いたしました。以下の内容に留意の上、実施してください。

届出等の種類	届出等の実施者	実施時期
様式第 1 号 (使用中様式)	PCB 含有製品の所有者又は占有者	使用中の製品の PCB 含有を覚知した都度、当該月の末時点の状況として翌月の末日までに届け出を完了してください。
様式第 2 号	PCB 廃棄物の保管事業者	・ 製品の使用を終え廃棄物となった <sup>※1</sup>

(保管中様式)		<p>都度あるいは PCB 廃棄物を新たに発見し保管を開始<sup>※2、3</sup>した都度、当該月の末日時点の状況として翌月の末日までに届け出を完了してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管中の廃棄物の当年度3月末日時点の状況を次年度の6月末までに届け出を完了してください。</li> </ul>
様式第3号 (処分完了様式)	PCB 廃棄物の処分を完了した 保管事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB 廃棄物の処分が完了<sup>※4</sup>した都度、翌月の末日までに届け出を完了してください。</li> <li>・ 移動・継承時も本様式を使用してください<sup>※5</sup>。</li> </ul>

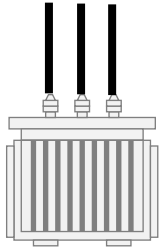
※1：使用中の PCB を含有する電気機器（様式第1号で届け出たもの）の使用を終え廃棄物となった場合における様式第2号の届出の実施時期及び「様式第1号から紐づける管理番号」について

- ・ 当該製品の使用を終え廃棄物となった月の翌月の末日までに、様式第2号表①で届け出てください。この場合の「様式第1号から紐づける管理番号」欄には、様式第1号の「管理番号」に「-001」、「-002」などのように整理番号を付加したものを記入してください。
- ・ ただし、製品が大型の場合や、設置場所や他の機器の使用状況等との関連で、使用を終え廃棄物となったものの、使用場所から直ちに特別管理産業廃棄物の保管基準を満たした保管場所への移動させることが困難で、一時的に使用場所に残置する場合は、様式第2号の「様式第1号から紐づける管理番号」欄には、様式第1号の「管理番号」に「-000」を付加したものを記入して届け出てください。その後、当該製品に対して抜油、配線・配管の切断等を実施し、特別管理産業廃棄物の保管基準を満たした保管場所へ移動が完了したタイミングで、改めて様式第2号で届け出てください。この際の「様式第1号から紐づける管理番号」欄には、様式第1号の「管理番号」に「-001」、「-002」などの整理番号を付加したものを記入してください。

(記入イメージ：大型製品のケース)

使用中

変圧器  
(絶縁油入り)



廃止  
(使用場所に一時的に残置)

変圧器  
(絶縁油入り)



様式第1号の①

管理番号

機器・名称

2027-0001

1. 変圧器  
(トランス)

様式第2号の①

管理番号

機器・名称

2027-0001-000

1. 変圧器  
(トランス)

- ※2：製品の使用終了に由来しないPCB廃棄物が発見された場合（残置されていた変圧器を電気室等で発見した、などといったケース）は、様式第2号表②で届け出てください。この場合の「管理番号」欄には、「発見した年度の西暦（4桁）－整理番号」の形式で記入して下さい（令和9（2027）年度中に発見したものを届け出る場合の例：2027-0001、2027-0002、など）。使用していない（廃棄物状態の）制御盤や溶接機等を発見した場合や容器に入った複数の小型コンデンサーが倉庫等で発見されたケースは、様式第2号表③で届け出てください。
- ※3：橋梁等から剥ぎ取られたPCBを含有する塗膜等のPCB廃棄物やウエス等のPCB汚染物等については様式第2号表③で届け出てください。この場合の「管理番号」欄には、「発見した年度の西暦－整理番号」の形式で記入して下さい（令和9（2027）年度中に発見したものを届け出る場合の例：2027-0001、2027-0002、など）。
- ※4：PCB廃棄物が無害化処理認定事業者等による処理が完了し、紙マニフェストD票またはE票の返送があった時点。又は電子マニフェストにより処分完了を確認した時点。
- ※5：様式第1号で届け出た使用中の製品や様式第2号で届け出たPCB廃棄物を異なる所在地の保管場所や異なる事業場への「移動」する場合や、（従来の使用・保管事業者・事業場の廃業、合併等により）他の事業者への「継承」があった場合は継承を行い次第速やかに次の届け出を行ってください。
- ・移動元、継承元・・・様式第3号で届け出てください。この際、「様式第2号から紐づける管理番号」欄には、直近で届け出た様式の「管理番号」欄（様式第1号及び様式第2号）又は「様式第1号から紐づける管理番号」欄（様式第2号）で記入した番号と同じ番号を記入し、「処分等状況」欄は「3. 移動（移動先名称・所在地を参考事項に記載）」又は「4. 継承（継承先名称・所在地を参考事項に記載）」を選択するとともに、「参考事項」欄に移動先又は継承先となる事業者・事業場の名称及び所在地を記入してください。その他の欄は記入不要です。
  - ・移動先、継承先・・・移動又は継承した使用中製品を受け取り引き続き使用する場合は、新たに使用することとなった事業者・事業場にて、様式第1号で届け出てください。移動又は継承したPCB廃棄物を受け取り、引き続き保管する場合は、新たに保管することとなった事業者・事業場にて、様式第2号で届け出てください。なお、いずれの場合にも、参考事項欄に移動元又は継承元の事業者・事業場の名称及び所在地を記入し、その他の欄も記入してください。なお、様式第1号を用いる場合の「管理番号」欄や様式第2号を用いる場合の「様式第1号に紐づける管理番号」欄は、移動先・継承先の事業場にて新たな番号を記入してください（移動元・継承元での番号を引き継ぐ必要はありません）。

(記入イメージ：移動元・継承元が作成する様式第3号)

様式第2号 から紐づける 管理番号		様式第3号	
		処分等状況	参考事項
2027-0001-001	3. 移動(移動先名称・所在地を参考事項に記載) 又は 4. 継承(継承先名称・所在地を参考事項に記載)	移動(継承)先の名称=(株)〇〇〇、 所在地=〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇-〇	

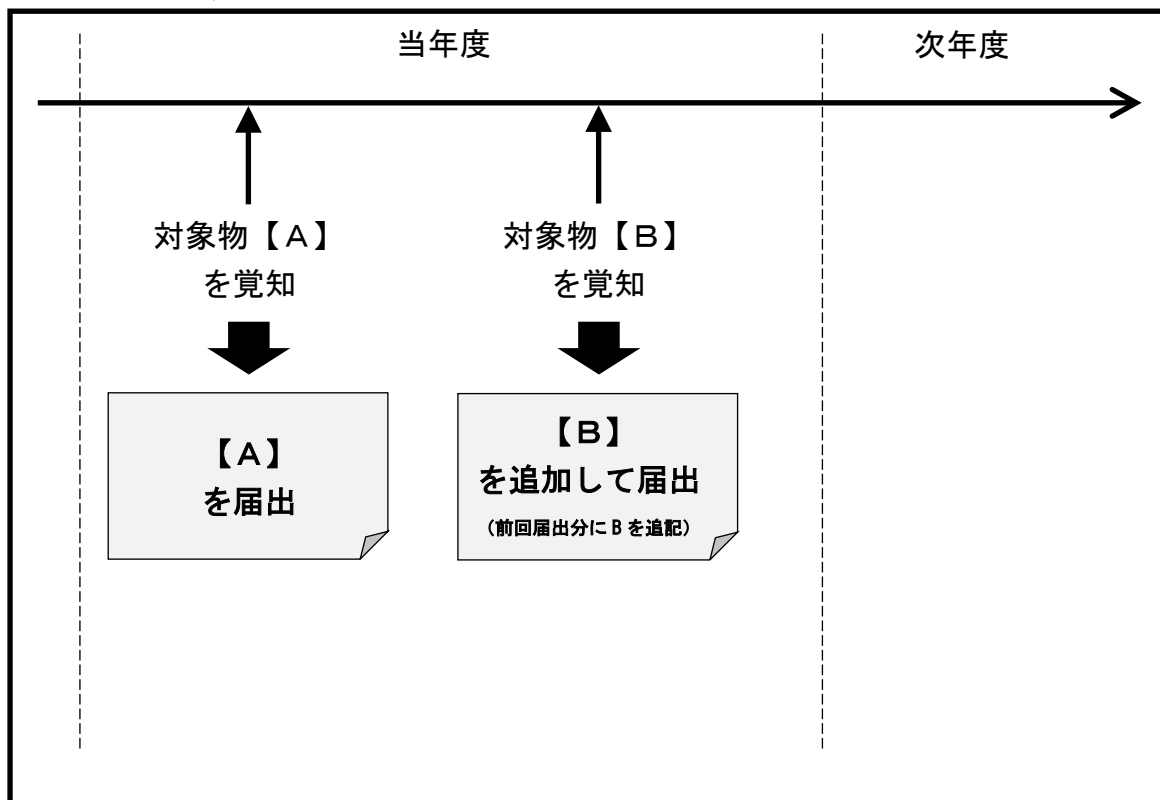
(記入イメージ：移動先・継承先が作成する様式第1号(使用中機器の場合))

様式第1号	
管理番号	参考事項
2027-0002	移動(継承)元の名称=(株)〇〇〇、 所在地=〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇-〇

## 2. 各届出書等に記入する届出対象物について

各届出書等に記入する届出対象物の内容を届出等の種類ごとに整理いたしました。次の内容に留意の上、実施してください。

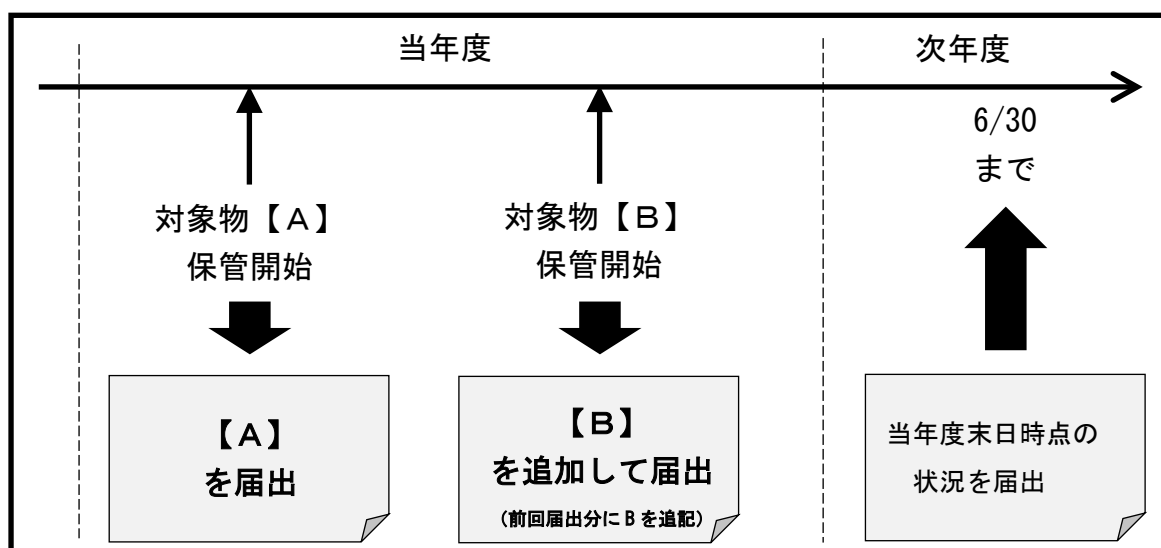
### (1) 様式第1号（使用中様式）



補足：

- ・使用中の製品に PCB が含有していることが判明（覚知）した都度、当該月の末日時点の状況として翌月の末日までに届け出てください。
- ・当年度内に複数台の判明（覚知）があった場合は、前回届け出た様式に今回覚知分を追記して届け出てください。
- ・使用を終えて廃棄物となった対象物（様式第2号で届け出ます）や、使用場所・使用者の変更があった対象物（様式第3号で届け出ます）については、本様式への記入は不要です。

(2) 様式第2号 (保管中様式)



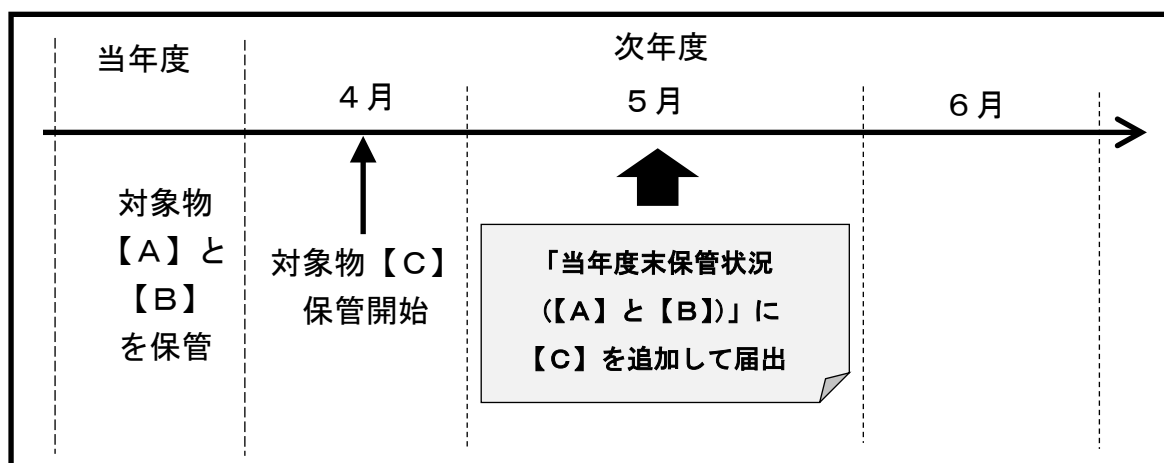
補足：

- PCB を含有している製品の使用を終えた（廃棄物となった）都度、並びに、PCB に汚染された廃棄物を発見した都度、当該月の末日時点の状況として翌月の末日までに届け出てください。
- 前項の届出のほかに、当年度末時点における保管状況を次年度の6月末日までに届け出てください。なお、当年度末時点における保管状況を届け出る前に次年度の4月や5月に新たにPCB廃棄物となったものを覚知した場合には、当年度末時点の保管状況を確認のうえ、次年度の4月、5月の届出分に併せて届け出てください。
- 当年度内に複数台の製品の使用を終えた場合や複数のPCB廃棄物等の発見があった場合は、前回届け出た様式に今回発見分を追記して届け出てください。
- 処分が完了した（＝保管が終了した）対象物（様式第3号で届け出ます）については、本様式への記入は不要です。

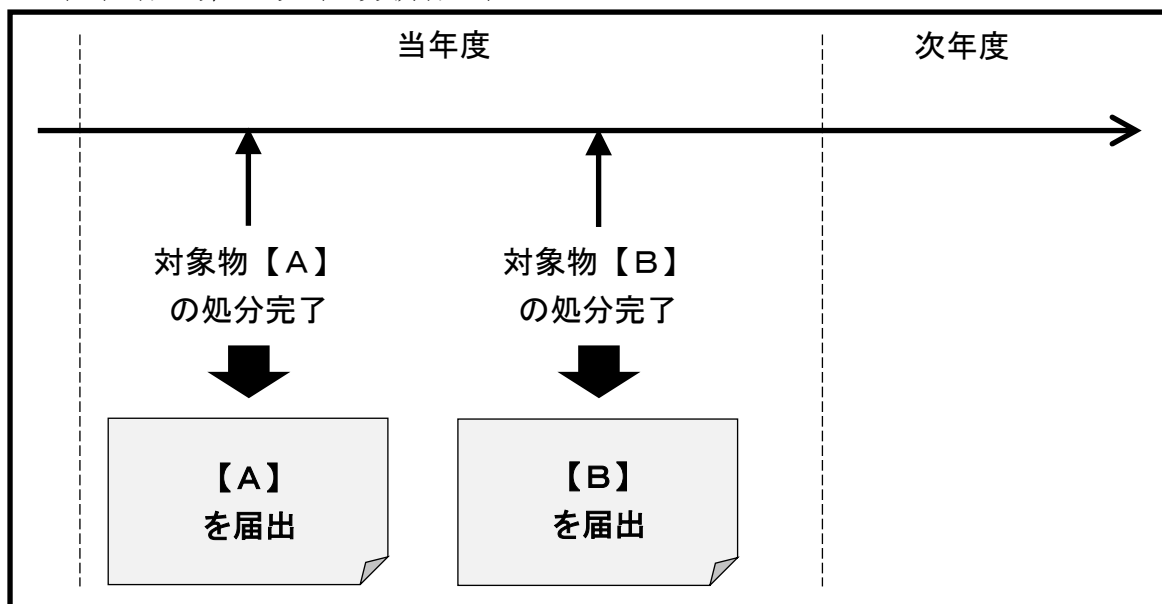
(年度末の保管状況の届出時期一覧)

覚知時期	届出時期	届出の内容
3月	4月末	当年度末の保管状況として届け出てください
4月	5月末	当年度末の保管状況と4月の覚知分を併せて届け出てください
5月	6月末	当年度末の保管状況と5月の覚知分を併せて届け出てください
上記期間に 覚知していな い場合	6月末	当年度末の保管状況を届け出てください

(例：4月に新たにPCB廃棄物を保管開始した場合の届出イメージ)



(3) 様式第3号 (処分済様式)



補足：

- ・保管中の PCB 廃棄物等の処分が完了した（紙マニフェストD票またはE票の返送があった時点、又は電子マニフェストにより処分完了を確認した都度）都度、翌月末までに届け出てください。
- ・前回までに届け出た対象物は記入不要です。

### 3. 各届出書等の共通の記入事項について

PCB 特措法に基づく各届出書等に共通の記入事項について、各届出書に「備考」として記載したほか、下記のとおり整理しましたので、届出書等の記入にあたっては参照ください。なお、使用や保管等に係る届出をした場合であって、当該届出に係る PCB 含有製品や PCB 廃棄物等に 0.5mg/kg を超える PCB が含有していないことが判明した場合、届け出た製品・廃棄物等を紛失した場合や、届出者・使用事業者・保管事業者・使用場所・保管場所等を変更した場合等には、速やかに都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第 252 条の 19 で定めるところの政令市市長に届け出てください。

注) 「(必須項目)」とある項目は届出時に記入が必須となる項目です。

#### (1) 「年月日」(必須項目)

- ・各届出書等を都道府県市に届け出る（提出する）年月日を記入してください。

#### (2) 「届出者」(必須項目)

- ・各届出書等を作成・届け出る（提出する）方についての住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）、電話番号を記入してください。

#### (3) 「使用事業者等について」(様式第 1 号) (必須項目)

- ・当該届出に係る PCB 使用製品を使用している事業者（届け出は事業場毎）について、その名称、住所、及び管理者の所属（部署名）、氏名、電話番号、メールアドレスを記入してください。
- ・届出内容で確認等がある場合に対応が取れるよう、管理者の項目には実務担当部署や実務担当者の情報を記入してください。
- ・同一の自治体内に複数の事業場がある場合でも事業場毎に届け出をお願いします。

#### (4) 「保管事業者等について」(様式第 2 号及び第 3 号) (必須項目)

- ・当該届出に係る PCB 廃棄物を保管している事業者（届け出は事業場毎）について、その名称、住所、及び特別管理産業廃棄物管理責任者の所属（部署名）、氏名、電話番号、メールアドレスを記入してください。
- ・同一の自治体内に複数の事業場がある場合でも事業場毎に届け出をお願いします。

#### (5) 「測定実施」(様式第 1 号及び第 2 号) (必須項目)

- ・当該届出に係る使用中の PCB 含有製品等並びに保管中の PCB 廃棄物について、PCB 濃度の測定の実施状況を「測定済」、「未測定」から選択して記入してください。
- ・測定予定があっても届け出時点で PCB 濃度を未測定であれば「未測定」を選択ください。

(6) 「測定年月」(様式第1号及び第2号) (PCB濃度測定済みの場合は必須項目)

- ・当該届出に係る使用中のPCB含有製品等並びに保管中のPCB廃棄物について、PCB濃度の測定の実施状況が「測定済」の場合は、測定を行った年月を記入してください。
- ・「みなし」の場合は記入不要です。

(7) 「PCB濃度」(様式第1号及び第2号) (PCB濃度測定済みの場合は必須項目)

- ・当該届出に係る使用中のPCB含有製品等並びに保管中のPCB廃棄物について、PCB濃度の測定の実施状況が「測定済」の場合は、測定した結果判明したPCB濃度の数値と単位の両方を記入してください。
- ・単位は、廃油や各種汚染物のPCB濃度を測定した場合は「mg/kg」、拭き取り試験で測定した場合は「 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ 」もしくは「mg/100 cm<sup>2</sup>」、部材採取試験で測定した場合は「mg/kg(部材採取)」、廃酸・廃アルカリに含まれるPCB濃度を測定した場合は「mg/l」として記入してください。
- ・「測定実施」の項目で「測定済」と記入した場合は必ず「PCB濃度」を記入してください。

(8) 「濃度区分」(様式第1号及び第2号) (必須項目)

- ・当該届出に係る使用中のPCB含有製品等並びに保管中のPCB廃棄物について、PCB濃度の測定の実施状況が「測定済」の場合は、以下の中から判明したPCB濃度値の濃度区分として該当するものを選択して記入してください。

(PCB濃度の単位が「mg/kg」の場合)

- ✓使用中のPCB含有製品等及び保管中のPCB廃棄物が可燃性のもの(汚泥、紙くず、木くずなど)の場合で、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下の場合には「低濃度」と、100,000mg/kg超の場合には「高濃度」と記入してください。
- ✓使用中のPCB含有製品等及び保管中のPCB廃棄物が不燃性のもの(金属、ガラス又は陶磁器など)の場合で、PCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下の場合には「低濃度」と、5,000mg/kg超の場合には「高濃度」と記入してください。

(PCB濃度の単位が「 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ 」もしくは「mg/100 cm<sup>2</sup>」の場合)

- ✓表面汚染密度が0.1 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ 超の場合には「低濃度」、1,000 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ 超の場合には「高濃度」と記入してください。

(PCB濃度の単位が「mg/kg(部材採取)」の場合)

- ✓使用中のPCB含有製品等及び保管中のPCB廃棄物が可燃性のもの(汚泥、紙くず、木くずなど)の場合で、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下の場合には「低濃度」と、100,000mg/kg超の場合には「高濃度」と記入してください。
- ✓使用中のPCB含有製品等及び保管中のPCB廃棄物が不燃性のもの(金属、ガラス又は陶磁器など)の場合で、PCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下の場合には「低濃度」と、5,000mg/kg超の場合には「高濃度」と記入してください。

(PCB 濃度の単位が「mg/l」の場合)

- ✓ 廃酸、 廃アルカリは、0.03 mg/l 超の場合は「低濃度」、5,000 mg/l 超の場合は「高濃度」と記入してください。
- ✓ コンクリートくずは、0.003 mg/l 超の場合は「低濃度」、5,000 mg/l 超の場合は「高濃度」と記入してください。
- PCB 濃度の測定の実施状況が「未測定」の場合で、製造者名、製造年月、型式などから「高濃度」であることが否定できる場合は「低濃度」とみなして届け出ることが可能です。その場合は「低濃度 (みなし)」を選択して記入してください。「高濃度」とみなして届け出の場合は「高濃度 (みなし)」を選択して記入してください。

注) 低濃度みなしの考え方 (今後作成予定)

(9) 「分析事業者名」(様式第1号及び第2号)

- 当該届出に係る使用中の PCB 含有製品並びに保管中の PCB 廃棄物について、PCB 濃度の測定の実施状況が「測定済」の場合は、測定を実施した事業者(分析事業者)をプルダウンから選択して記入してください。
- 該当する分析事業者がない場合には、「233. その他(具体内容を参考事項に記載)」を選択し、参考事項欄にできる限り具体的に記入してください(例:「分析事業者名=(株)○○○」等)。

(10) 「ポリ塩化ビフェニル含有製品等について」(様式第1号)

1) 「管理番号」(必須項目)

- 1つの行に対し「届け出る年度の西暦-整理番号」の形式で、全角数字で記入してください(令和9(2027)年度に届け出る場合の例:2027-0001、2027-0002、など)。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入してください。
- 原則として、届け出る製品1台ごとに1つの行を使用し、1つの行ごとに管理番号を記入してください。

2) 「機器・名称」(必須項目)

- 表「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」における本項目には、以下の中から該当する種類を選択して記入してください。なお、エクセルファイルの様式を用いる場合は、プルダウンメニューから該当する種類を選択して記入してください。

<表「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」における機器・名称の種類>

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1. 変圧器 (トランス) | 2. コンデンサー (3kg 以上) |
| 3. 計器用変成器     | 4. リアクトル           |

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 5. 放電コイル          | 6. 整流器     |
| 7. サージアブソーバー      | 8. 電圧調整器   |
| 9. 開閉器            | 10. 遮断器    |
| 11. 柱上変圧器（柱上トランス） | 12. 中性点抵抗器 |

・表「②使用中の電路に接続している制御盤等の組立電気機器」における本項目には、以下の中から該当する種類を選択して記入してください。なお、エクセルファイルの様式を用いる場合は、プルダウンメニューから該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には、「42. その他」を選択し、参考事項欄にできる限り具体的に記入してください（例：「機器・名称＝運転盤」等）。

＜表「②使用中の電路に接続されている制御盤等の組立電気機器」における  
機器・名称の種類＞

- |         |            |
|---------|------------|
| 13. 制御盤 | 14. 配電盤    |
| 15. 分電盤 | 16. キュービクル |

・表「③使用中の電路に接続しない単独電気機器（溶接機等）」における本項目には、以下の中から該当する種類を選択して記入してください。なお、エクセルファイルの様式を用いる場合は、プルダウンメニューから該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には、「42. その他（具体内容を参考事項に記載）」を選択し、参考事項欄にできる限り具体的に記入してください（例：「機器・名称＝〇〇〇」等）。

＜表「③使用中の電路に接続しない単独電気機器（溶接機等）」における  
機器・名称の種類＞

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 17. X線発生装置 | 18. X線検査装置            |
| 19. 電気溶接機  | 20. 昇降機               |
| 21. 揚水ポンプ  | 22. 乾燥機               |
| 23. 業務用冷凍機 | 24. コンプレッサー           |
| 25. モーター   | 26. その他（具体内容を参考事項に記載） |

### 3) 「製造者名」

・表「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」における本項目には、銘板等から製造者名を確認し、以下の中から該当する種類を選択して記入してください。なお、エクセルファイルの様式を用いる場合は、プルダウンメニューから該当する種類を選択して記入してください。

- ・該当する製造者名がない場合には、「37. その他（具体内容を参考事項に記載）」を選択し、参考事項欄にできる限り具体的に記入してください（例：「製造者名＝（株）〇〇〇」等）。「36. 海外製（具体内容を参考事項に記載）」を選択した場合には、参考事項欄に具体的な製造者名を記入してください（例：「製造者名＝〇〇〇 Inc.」等）。また、製造者名が不明の場合には、「38. 不明（理由を参考事項に記載）」を選択し、参考事項欄にその理由を記入してください（例：「製造者名＝製造者名は銘板なしのため不明」、「製造者名＝製造者名は銘板情報が判読不可のため不明」等）。

＜表「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」における製造者名＞

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 1. (株)愛知電機工作所(現:愛知電機(株))                                | 2. 富士電機製造(株)(現:富士電機(株))         |
| 3. (株)日立製作所   | 4. 北陸電機製造(株)                    |
| 5. (株)明電舎   | 6. 三菱電機(株)                      |
| 7. 日新電機(株)  | 8. 大阪変圧器(株)(現:(株)ダイヘン)          |
| 9. (株)高岳製作所(現:(株)東光高岳)                                  | 10. 東光電気(株)(現:(株)東光高岳)          |
| 11. 中国電機製造(株)   | 12. マルコン電子(株)(現:日本ケミコン(株))      |
| 13. 二井蓄電器(株)(現:日本ケミコン(株))                               | 14. 東京電器(株)(現:日本ケミコン(株))        |
| 15. 松下電器産業(株)(現:パナソニックインダストリーズ(株)、パナソニックスイッチギアシステムズ(株)) | 16. 日本コンデンサ工業(株)(現:ニチコン(株))     |
| 17. (株)関西二井製作所(現:ニチコン(株))                               | 18. (株)指月電機製作所                  |
| 19. (株)帝国コンデンサー製作所(廃業)                                  | 20. 古河電気工業(株)                   |
| 21. 東京芝浦電気(株)(現:東芝インフラシステムズ(株))                         | 22. 日立コンデンサ(株)(現:エーアイシーテック(株))  |
| 23. (株)西島電機製作所  | 24. 大垣電機(株)                     |
| 25. 北芝電機(株)   | 26. (株)キューヘン                    |
| 27. 四国変圧器(株)(現:四変テック(株))                                | 28. (株)弾電機製作所(廃業)               |
| 29. (株)中立電機製作所(現:(株)中立電機)                               | 30. 東永電気工業(株)(現:トーエイ工業(株))      |
| 31. 東北電機製造(株)   | 32. (株)トーヘン、東京変圧器(株)(現:東光器材(株)) |
| 33. (株)戸上電機製作所  | 34. 日立産機システム(株)                 |
| 35. (株)フジケン(現:(株)テックプレシジョン)                             | 36. 海外製(具体内容を参考事項に記載)           |
| 37. その他(具体内容を参考事項に記載)                                   | 38. 不明(理由を参考事項に記載)              |

- ・表「③使用中の電路に接続しない単独電気機器（溶接機等）」における本項目には、当該製品の銘板等を確認し、製造者名を記入してください。製造者名が不明の場合には、「不明」と記入してください。
- 4) 「型式」
- ・「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」の場合は、銘板等を確認し、記入してください。
- 5) 「製造年月等」
- ・銘板や回路図面、関連資料（部品表、設備管理のための台帳など）等を確認し、製造年月を記入してください。銘板等を確認しても製造年月が不明な場合は設置年月、購入年月のいずれかを記入してください。
- 6) 「製品内コンデンサー等数量（推計）」
- ・「②使用中の電路に接続している制御盤等の組立電気機器」及び「③使用中の電路に接続しない単独電気機器（溶接機等）」の場合は、管理されている PCB 量を推計するため、回路図面、関連資料（銘板、部品表、設備管理のための台帳など）等を確認し、記入してください。
  - ・機器の銘板、回路図面、関連資料等がない場合は、定期点検などの通電していないタイミングに、専門知識を有する者の立ち合いの下、当該製品の維持管理用扉を開け、目視にて確認できる範囲での数量を記入してください。定期点検などの実施時期が届出に間に合わない場合は、いったん「不明」と記入して届け出たうえで、定期点検時などに数量の確認を行った結果を反映し、後日届け出てください。
- 7) 「使用終了予定年月」（必須項目）
- ・製品の使用を終了する予定年月を記入してください（見通しであるため、届け出後に変更可能です）。
  - ・具体的な年月を予定していない場合は「未定」として届け出てください。
- 8) 「表記油量」
- ・「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」の場合は、管理されている PCB 量を推計するため、電気機器の場合は、機器の銘板等を確認し、リットルの単位で記入してください。
- 9) 「定格容量」
- ・「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」の場合は、機器の銘板等を確認し、数値と単位の両方を記入してください。

- ・単位は、「kVA」、「KV」、「VA」、「var」、「 $\mu$ F」から選択して記入してください。

#### 10) 「外形寸法」

- ・「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」の場合は、機器の特定に活用するため、機器の銘板等を確認し、縦×横×奥行の形で、メートルの単位で記入してください（正確な値が分からない場合は、定期点検などのタイミングに、専門知識を有する者の立ち合いの下、安全に確認が可能な場合に大まかな寸法を確認してください）。なお、台帳等により管理されている場合は記入不要です。

#### 11) 「絶縁油の交換・注ぎ足し」

- ・「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」について、過去のメンテナンス情報等を確認し、電気機器購入後、絶縁油の交換や注ぎ足し等を実施している場合は「あり」を選択してください。実施していない場合は「なし」から選択して記入してください。
- ・前項の調査を実施したうえでも、絶縁油の交換・注ぎ足しの有無が不明な場合は「不明」としてください。

＜「絶縁油の交換・注ぎ足し」を記入する機器・名称＞

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 1. 変圧器（トランス） | 4. 計器用変成器             |
| 5. リアクトル     | 7. 整流器                |
| 9. 電圧調整器     | 10. 開閉器               |
| 11. 遮断器      | 12. 柱上変圧器（柱上トランス）     |
| 13. 中性点抵抗器   | 42. その他（具体内容を参考事項に記載） |

- ・「あり」とした場合は、絶縁油の交換時期によって PCB の含有の有無を確認するため、絶縁油の交換や注ぎ足し等を行った時期をわかる範囲で参考事項欄に記入してください（例：「絶縁油交換時期＝〇〇年〇〇月・□□年□□月」等）。

#### 12) 「届出する機器類の状況」（必須項目）

- ・「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」、「②使用中の電路に接続している制御盤等の組立電気機器」及び「③使用中の電路に接続しない単独電気機器（溶接機等）」の場合は、届出物の管理方法、現状確認方法を確認するため、設備管理台帳等により電気機器の管理が実施されている場合は「設備管理台帳」を選択ください。電気機器の管理が実施されていない場合は、届け出された電気機器を特定するため「写真添付」を選択し、写真を届出支援ツールに貼り付けてください。
- ・ここでの「設備管理台帳」とは、設備の保有・使用や仕様などを管理するための台帳又はそれに類するもののことを指し、その様式については特に指定するものではなく、貴社で実際に運用・使用されているものを言います。

- ・「設備管理台帳」を選択した場合の台帳等の添付は不要ですが、届出内容との照合がいつでもできる状態にしておいてください。
- ・「写真添付」を選択した場合は、届出物の使用状態や場所が特定できるように撮影した写真を添付してください。

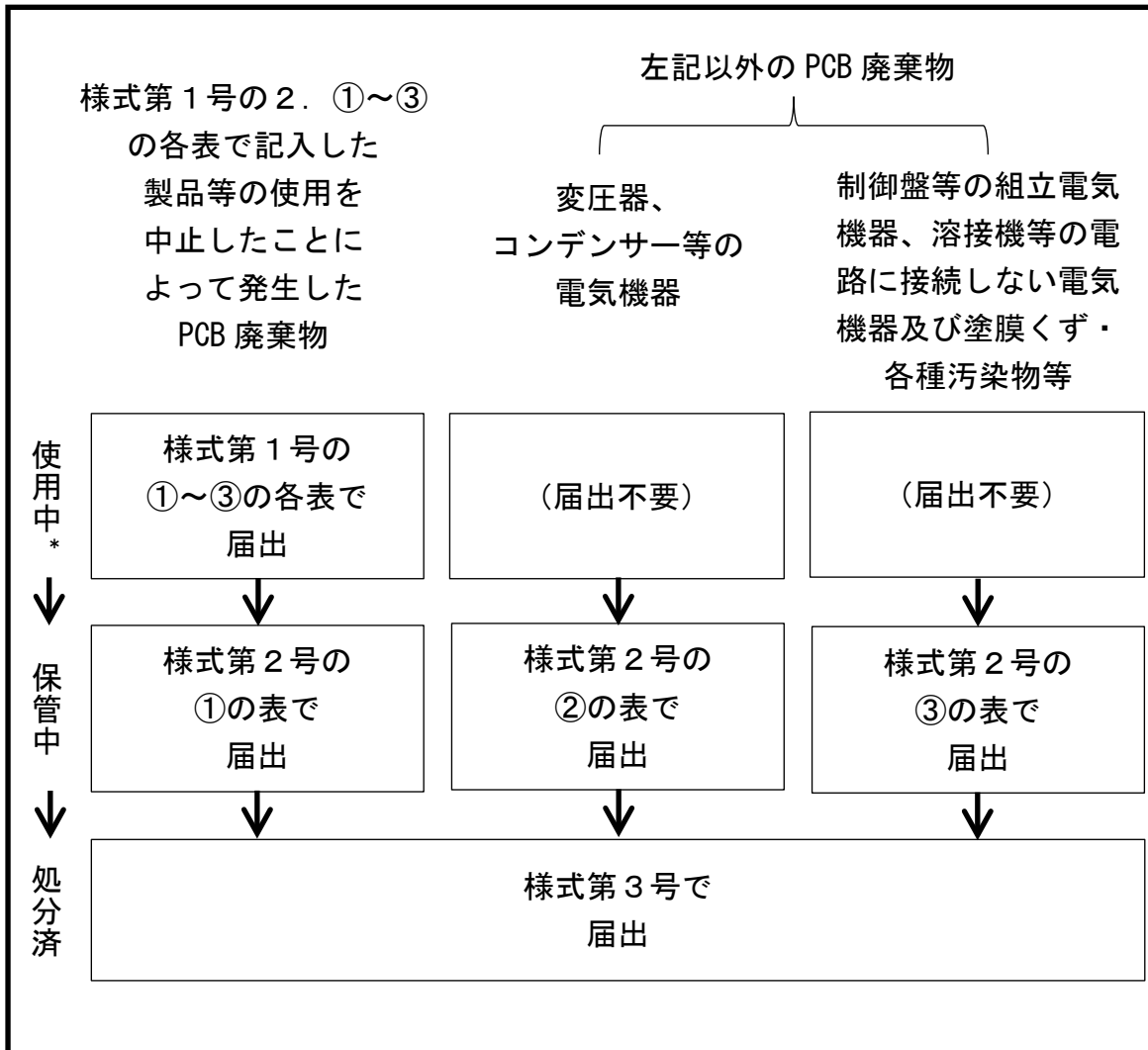
13) 「参考事項」

- ・届け出に必要な情報を記入してください。

(1 1) 「保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物について」(様式第2号)

- ・様式第1号①～③の各表で記入した製品等の使用を中止したことによって発生した廃棄物を記入する場合は様式第2号の表①を、それ以外の廃棄物(容器に入った複数の小型コンデンサーが倉庫から発見された、使用を終え電路から外された変圧器が電気室等に置かれたままになっていた、など)を記入する場合は様式第2号の表②を、小型電気機器や汚染物等を記入する場合は様式第2号の表③をそれぞれ記入してください。なお、保管することなく直ちに収集運搬会社へ引き渡した場合においても、様式第2号を届け出てください。

(様式第2号の使用イメージ)

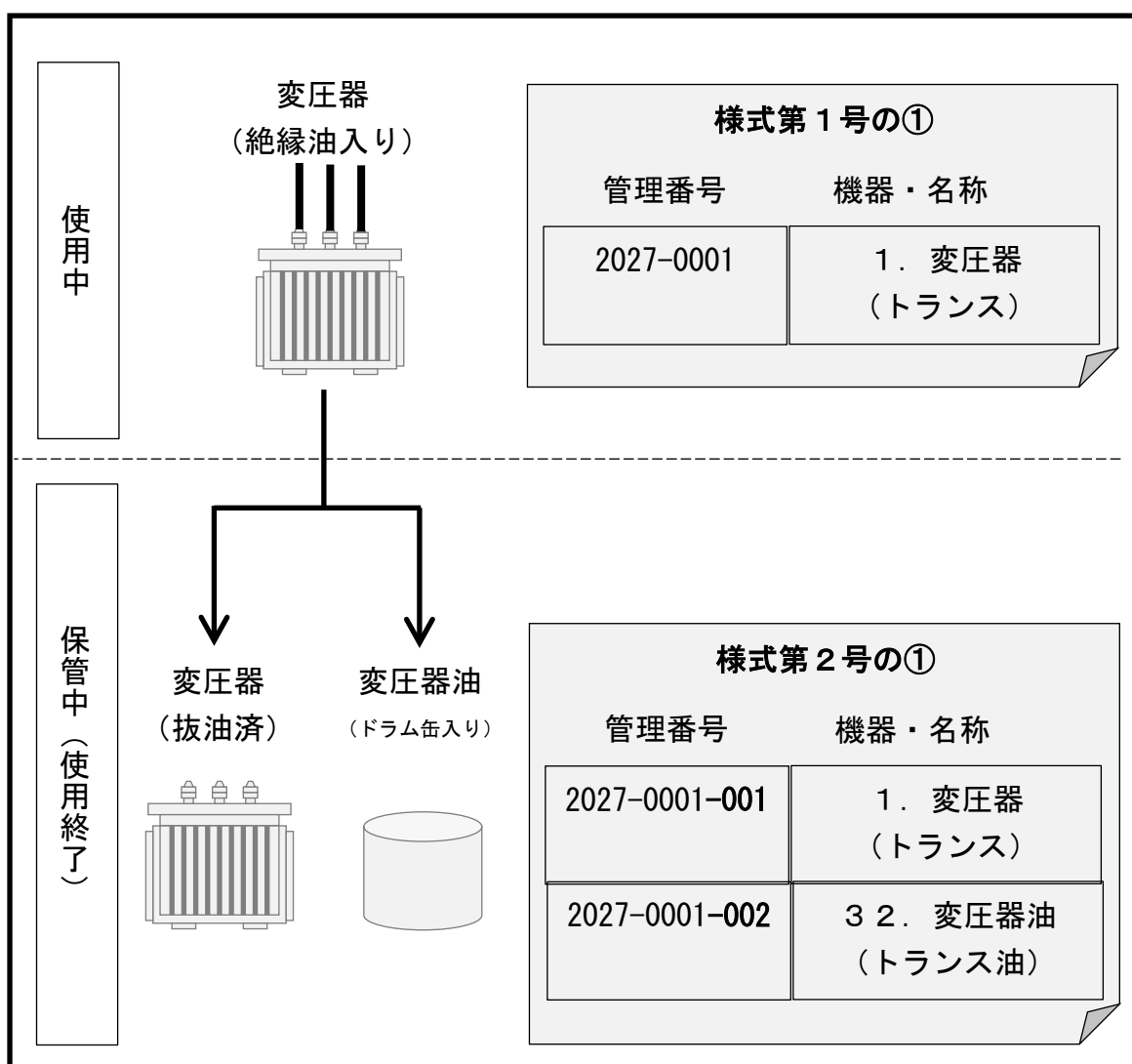


\* 電気関係報告規則に基づき届け出られた PCB 含有電気工作物については、様式第1号の届出は不要です。また、PCB 含有塗料が使用された、または、使用された可能性がある施設・設備については届出の対象外です。

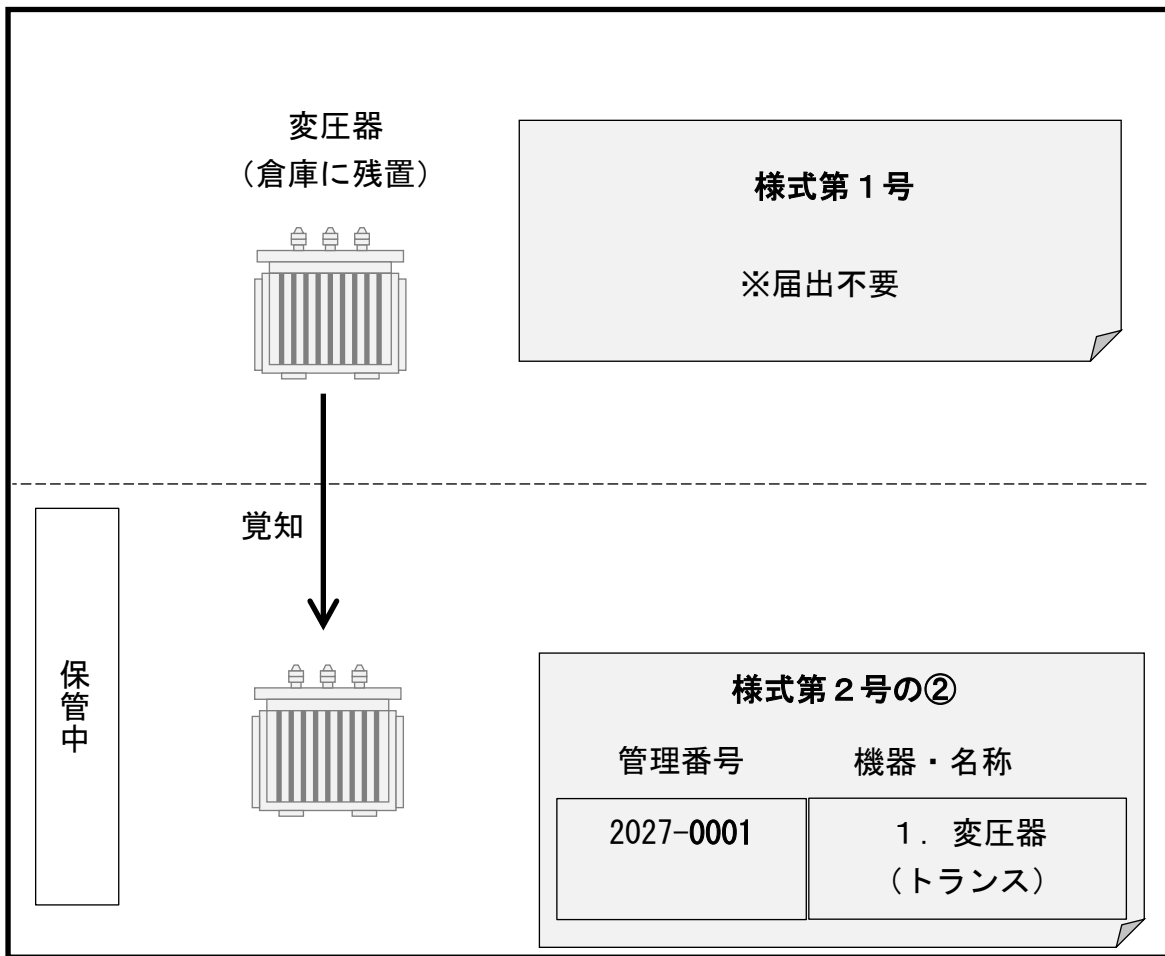
1) 「様式第1号から紐づける管理番号」(必須項目)

- ・様式第1号の「①使用中の変圧器やコンデンサー等の電気機器」、「②使用中の電路に接続している制御盤等の組立電気機器」及び「③使用中の電路に接続しない単独電気機器」(以下、「様式第1号の①～③の各表」と言う。)で記入した製品等の使用を中止したことによって発生した廃棄物を記入する場合は、様式第1号の①～③の各表の「管理番号」欄に記入した番号の末尾に整理番号を付加した形式で記入してください(例:様式第1号の①～③の各表の管理番号が「2027-0001」の場合、本欄には「2027-0001-001」など)。なお、前回までの届出において既に記入し届出済みのものについては、引き続きその内容を記入してください。

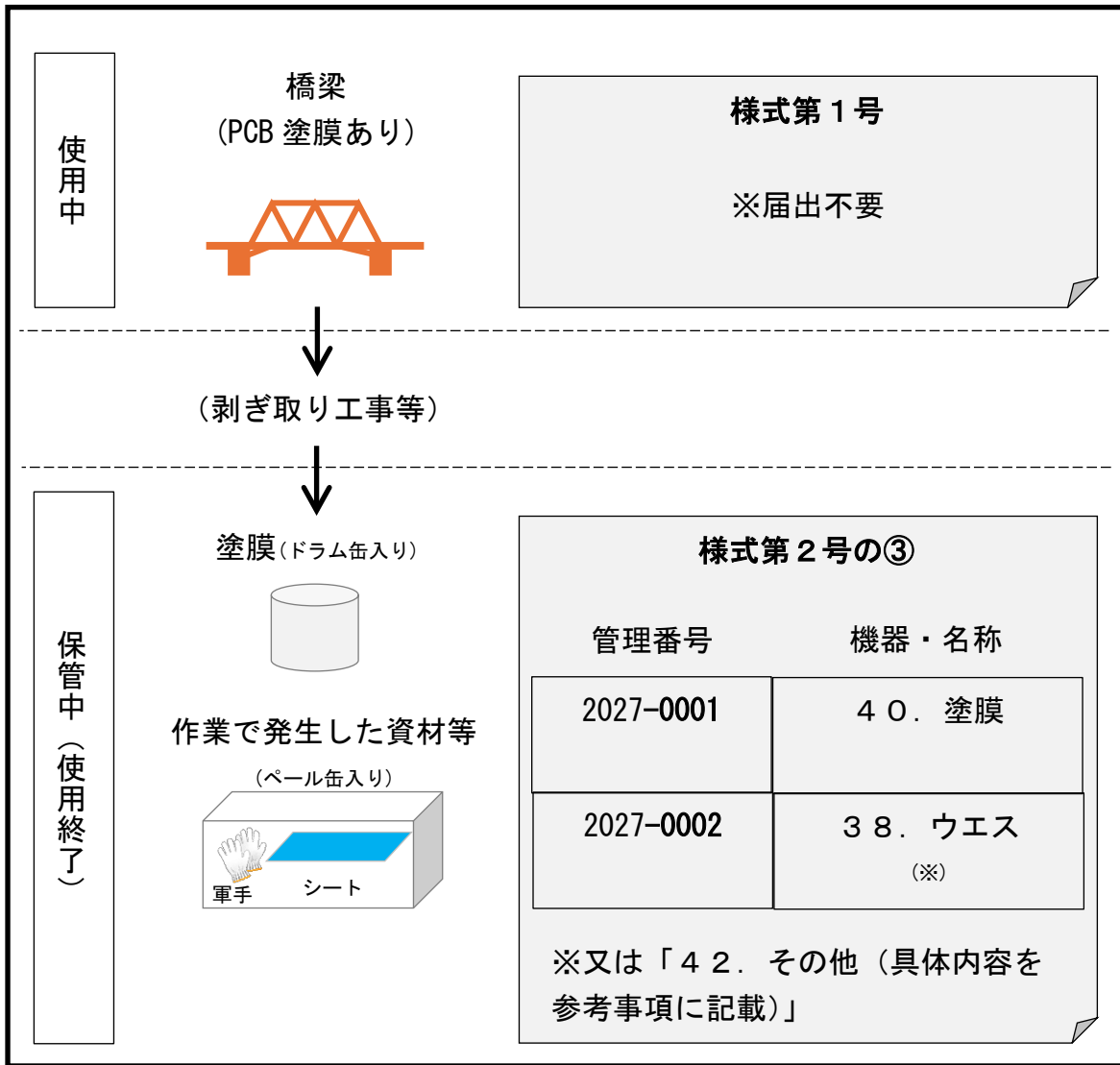
(記入イメージ1 様式第2号①)



(記入イメージ 2 様式第 2 号. ②)



(記入イメージ 3 様式第 2 号. ③)



## 2) 「管理番号」(必須項目)

- ・様式第1号の①～③の各表で記入した製品等の使用を中止したことによらない PCB 廃棄物(例:既に使用が中止された状態(廃棄物の状態)で残置・保管されていることが判明したもの、橋梁等の塗膜の剥ぎ取り等の工事によって発生した廃棄物(剥ぎ取った塗膜くずや手袋やシートなどといった作業時に発生するもの))を記入する場合は、1つの行に対し「届け出る年度の西暦数-整理番号」の形式で、全角数字で記入してください(令和9(2027)年度に届け出る場合の例:2027-0001、2027-0002、など)。なお、前回までの届出において既に記入し届出済みのものについては、引き続きその内容を記入してください。

## 3) 「機器・名称」(必須項目)

- ・届出対象物にあてはまるものを、プルダウンメニューから選択して記入してください。該当する機器・名称がない場合には、「42. その他(具体内容を参考事項に記載)」を選択し、参考事項欄にできる限り具体的に記入してください(例:「機器・名称=〇〇〇」等)。

## 4) 「製造者名」

- ・表②「①に該当しないポリ塩化ビフェニル廃棄物(変圧器、コンデンサー等)」における本項目には、届出対象物の銘板等を確認し、記入してください。銘板等を確認しても不明な場合はその旨(例:銘板を確認するも製造者名不明)を記入してください。

## 5) 「型式」

- ・表②「①に該当しないポリ塩化ビフェニル廃棄物(変圧器、コンデンサー等)」における本項目には、届出対象物の銘板等を確認し、記入してください。銘板等を確認しても不明な場合はその旨(例:銘板を確認するも型式不明)を記入してください。

## 6) 「製造年月等」

- ・表②「①に該当しないポリ塩化ビフェニル廃棄物(変圧器、コンデンサー等)」における本項目には、銘板や回路図面、関連資料(部品表、設備管理のための台帳など)等を確認し、製造年月、設置年月、購入年月のいずれかプルダウンメニューから選択した上で年月を記入してください。

## 7) 「製品内コンデンサー等数量(推計)」

- ・表③「①に該当しないポリ塩化ビフェニル廃棄物(小型電気機器、汚染物等等)」における本項目には、銘板のほか、回路図面、関連資料(部品表、設備管理のための台帳など)等を確認し、記入してください。
- ・機器の銘板、回路図面、関連資料等がない場合は、定期点検などの通電していない

タイミングに、専門知識を有する者の立ち合いの下、当該製品の維持管理用扉を開け、目視にて確認できる範囲での数量を記入してください。定期点検などの実施時期が届出に間に合わない場合は、いったん「不明」などと記入して届け出たうえで、定期点検時などに数量の確認を行った結果を反映し、後日届け出てください。

8) 「使用終了（廃棄物化）年月」（必須項目）

- ・届出対象物が、様式第1号で届け出た使用中製品の使用を終えたことに由来して発生したものである場合は、当該製品の使用を終えて廃棄物となった年・月を記入してください。

9) 「覚知・発生年月」（必須項目）

- ・表②「①に該当しないポリ塩化ビフェニル廃棄物（変圧器、コンデンサー等）」及び表③「①に該当しないポリ塩化ビフェニル廃棄物（小型電気機器、汚染物等）」における本項目には、届出対象物を覚知した年月（届出対象物が倉庫等で保管・残置されたままになっているものを覚知・発見した年月、PCB濃度を測定した結果、PCB含有が判明した年月もしくはPCB含有とみなした年月）を記入してください。

10) 「保管時荷姿（容器の性状）」（必須項目）

- ・届出対象物の保管時の荷姿としてあてはまるものを、プルダウンメニューから選択して記入してください。該当する機器・名称がない場合には、「12. その他（具体内容を参考事項に記載）」を選択し、参考事項欄にできる限り具体的に記入してください。

11) 「囲い等の有無」（必須項目）

- ・届出対象物の保管場所について、囲いの有無、掲示（PCB廃棄物の保管場所である旨等）の有無、漏洩防止のための措置の内容などを記入してください。

12) 「漏れ等の有無」（必須項目）

- ・届出対象物の破損の有無や絶縁油等の漏れの有無についてあてはまるものを、プルダウンメニューから選択して記入してください。
- ・筐体の錆び等の状態によって、漏れ等のおそれがある場合は、漏洩防止のため、補修等を実施してください。
- ・漏れ等の対策として補修等を行い、漏れ等が発生していなければ、「無し」を選択して記入してください。

13) 「保管時重量」（必須項目）

- ・届出対象物の保管時における重量を記入してください。正確な値を把握していない場合は、当該物の各種図面、関連資料（納品時にメーカーから提供された仕様書や

納品書など)等を参考に推定値を記入してください。

- ・絶縁油等について届け出る場合は、kg、トンもしくはL単位で届け出てください。

#### 14) 「処分業者との調整状況」(必須項目)

- ・届出対象物の処分(無害化处理)の実施に向けた処分業者(無害化处理認定業者等)との調整状況としてあてはまるものを、プルダウンメニューから選択して記入してください。
- ・該当するものがない場合には、「5. その他(具体内容を参考事項に記載)」を選択し、参考事項欄にできる限り具体的に記入してください。

#### 15) 「参考事項」

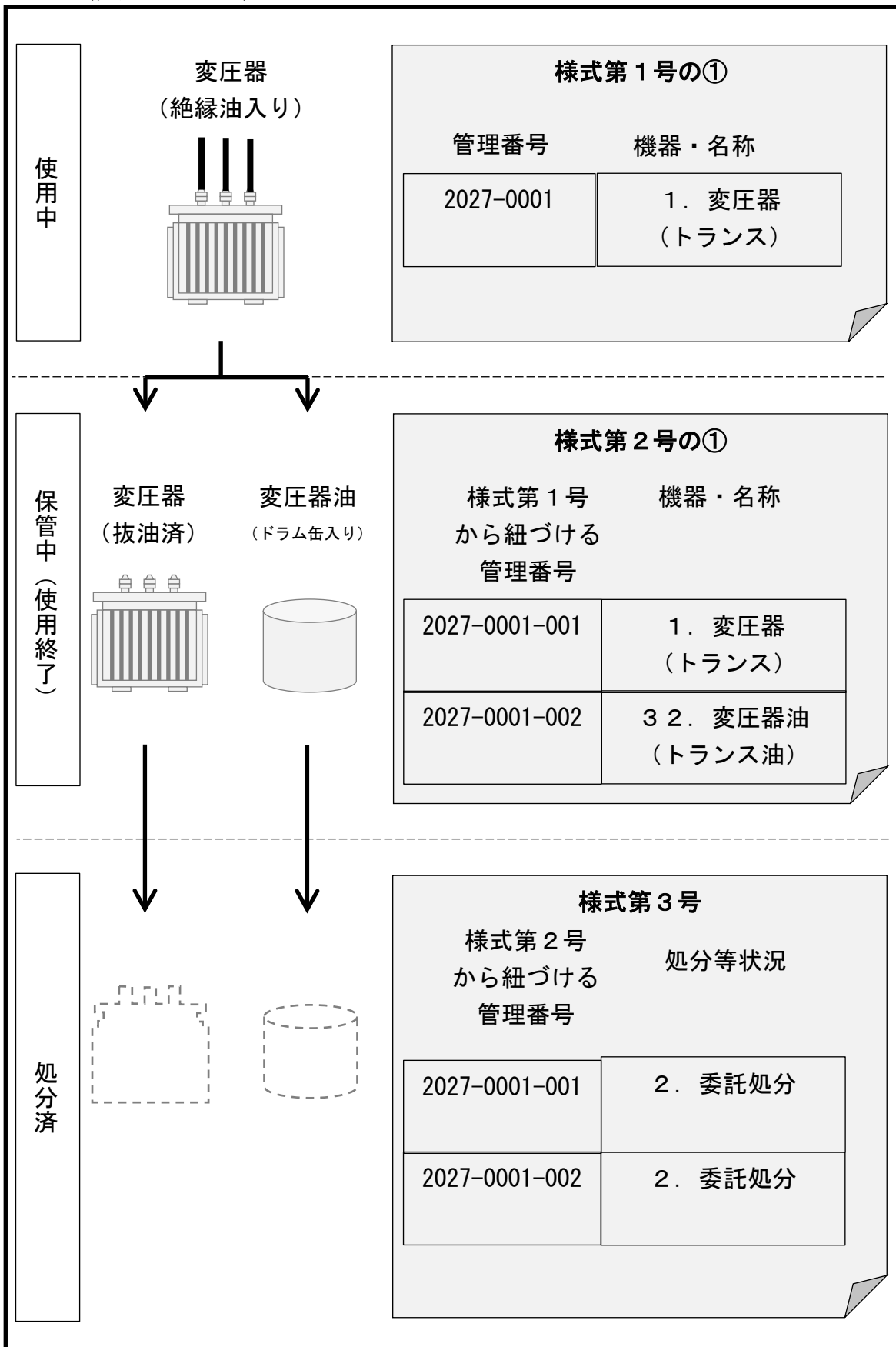
- ・届け出に必要な情報を記入してください。

#### (12) 「処分完了のポリ塩化ビフェニル廃棄物について」(様式第3号)

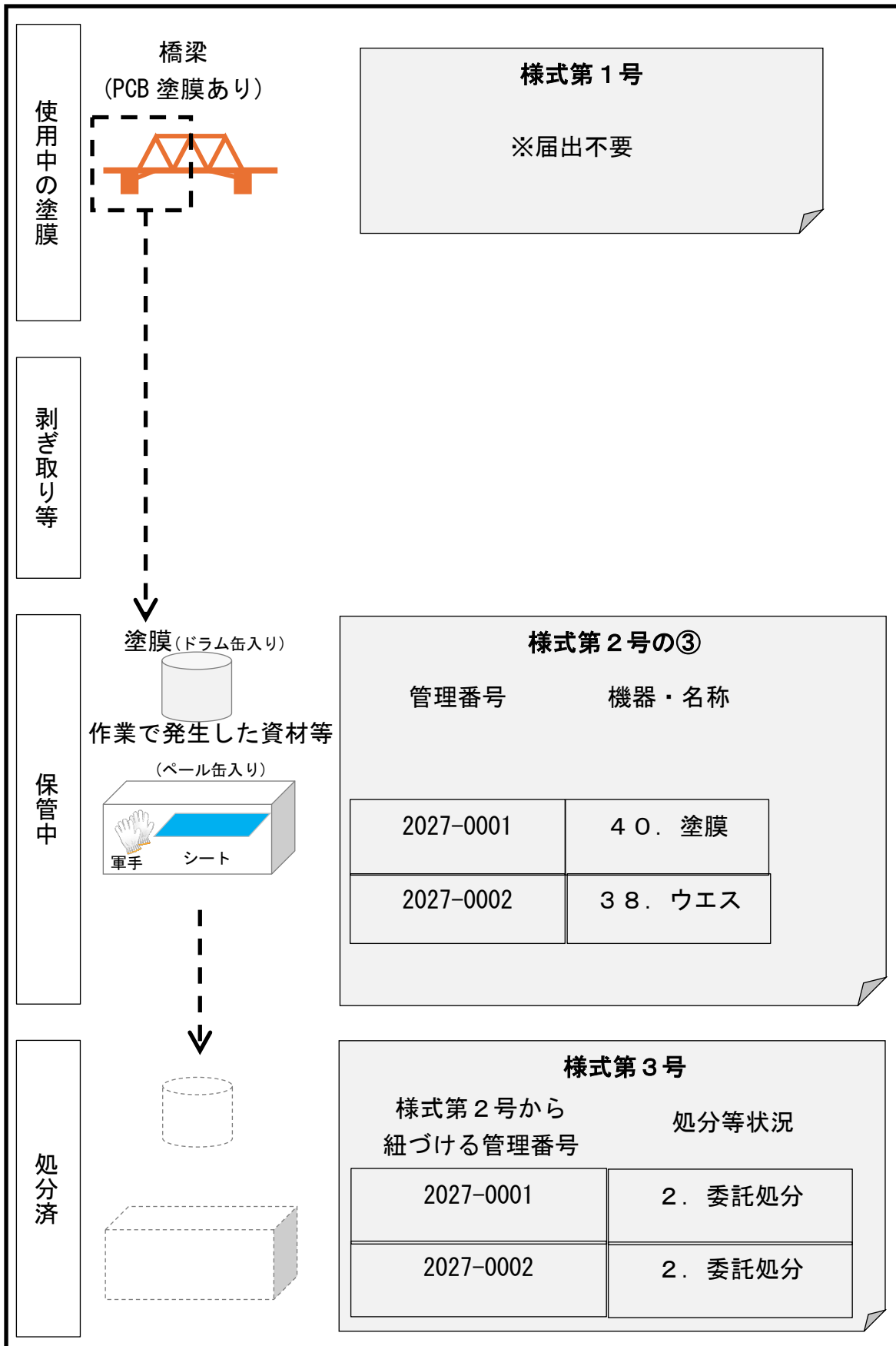
##### 1) 「様式第2号. から紐づける管理番号」(必須項目)

- ・様式第2号. の「様式第1号. から紐づける管理番号」もしくは「管理番号」欄に記入した番号と同じ番号を全角数字で記入してください。

(記入イメージ)



(記入イメージ)



2) 「処分等状況」(必須項目)

- ・対象物についての処分等の状況について、あてはまるものをプルダウンから選択して記入してください。
- ・「3. 移動(移動先名称・所在地を参考事項に記載)」又は「4. 継承(継承先名称・所在地を参考事項に記載)」を選択した場合は、移動先又は継承先の名称・所在地を参考事項に記入してください(例: 移動(継承)先名称=(株)〇〇〇・所在地=〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇)。
- ・なお、届け出た PCB 廃棄物のうち、通常産廃あるいは有価物としての処分となった場合は「非 PCB 判明」を選択してください。

3) 「廃棄物の種類」(必須項目)

- ・搬出時における対象物の特別管理産業廃棄物の種類について、あてはまるものをプルダウンから選択して記入してください。

4) 「搬出時荷姿」(必須項目)

- ・搬出時における対象物の荷姿について、あてはまるものをプルダウンから選択して記入してください。

5) 「処分委託年月日」(必須項目)

- ・対象物の処分委託年月日(処分委託契約を締結した年月日)を記入してください。

6) 「収集運搬業者名」

- ・対象物を保管場所から処分を実施する事業者までの収集・運搬を実施した事業者の名称を記入してください。

7) 「処分受託者等名」

- ・対象物の処分(無害化処理)を実施した事業者について、あてはまるものをプルダウンから選択して記入してください。

8) 「処分完了年月日」(必須項目)

- ・対象物の処分(無害化処理)が完了した年月日(マニフェストD票またはE票に記載された日付)を記入してください。

9) 「マニフェスト番号」(必須項目)

- ・当該 PCB 廃棄物の処分に際して発行されたマニフェストの番号を記入してください。
- ・通常産廃として処分をしたもののマニフェスト番号については記入不要です。

10) 「参考事項」

- ・届け出に必要な情報を記入してください。

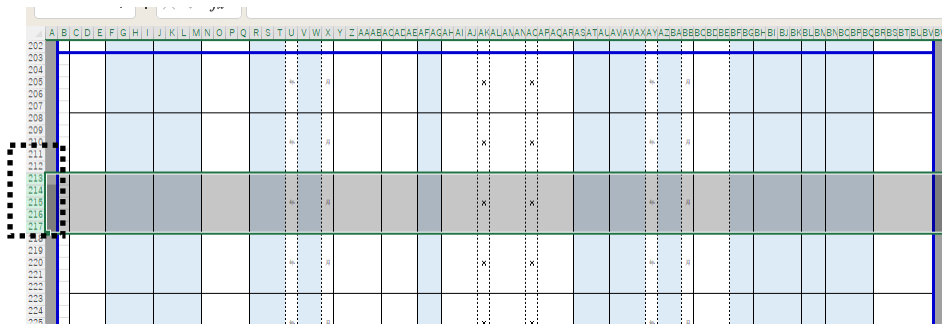
#### 4. その他の留意事項について

##### (1) 入力欄が足りない場合

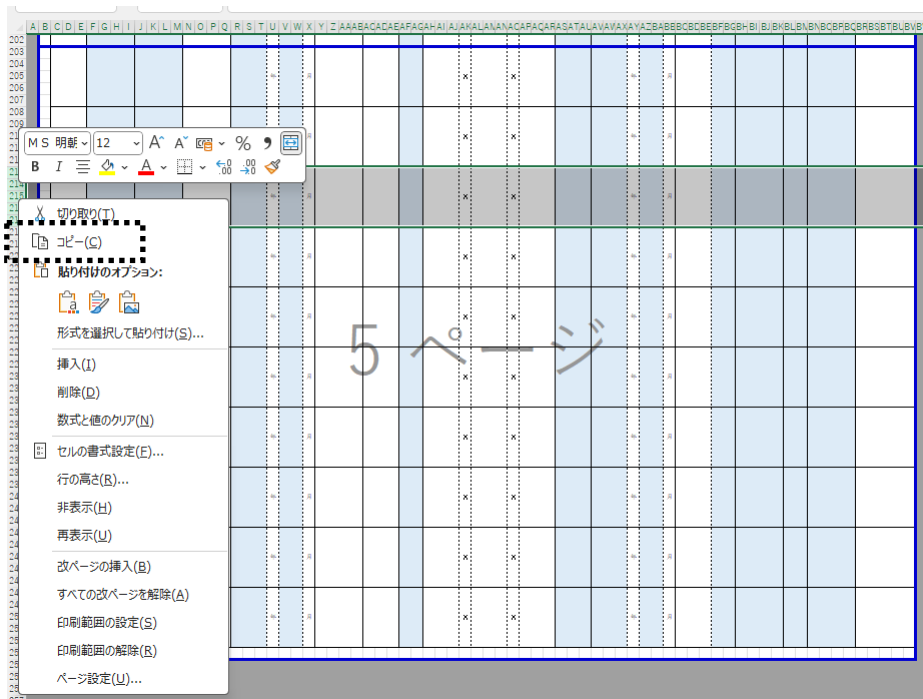
- ・様式第1号の表①～③、様式第2号の表①～③、様式第3号において、届出対象物が多数あり、既存の入力欄（入力行）が足りない場合は、未入力を行をコピーし、それを挿入（追加）することで入力欄（入力行）を増やして差し支えありません。

(入力行を増やす手順の例)

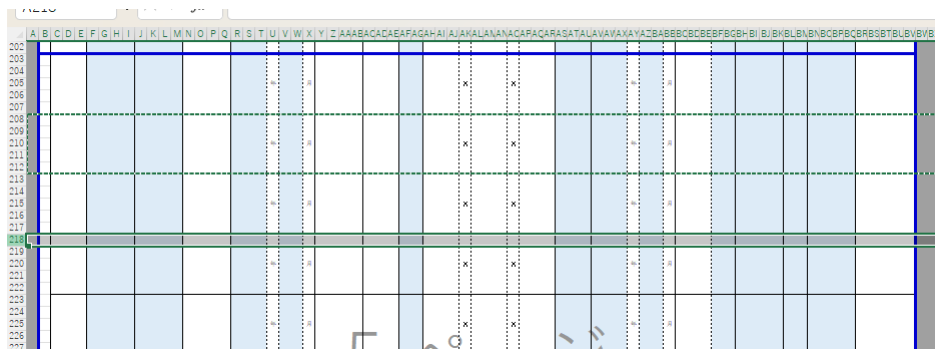
○空白の入力行を選択する（エクセルファイル上の5行で、入力行1行分となっているので、エクセルファイル上の5行分を選択する）



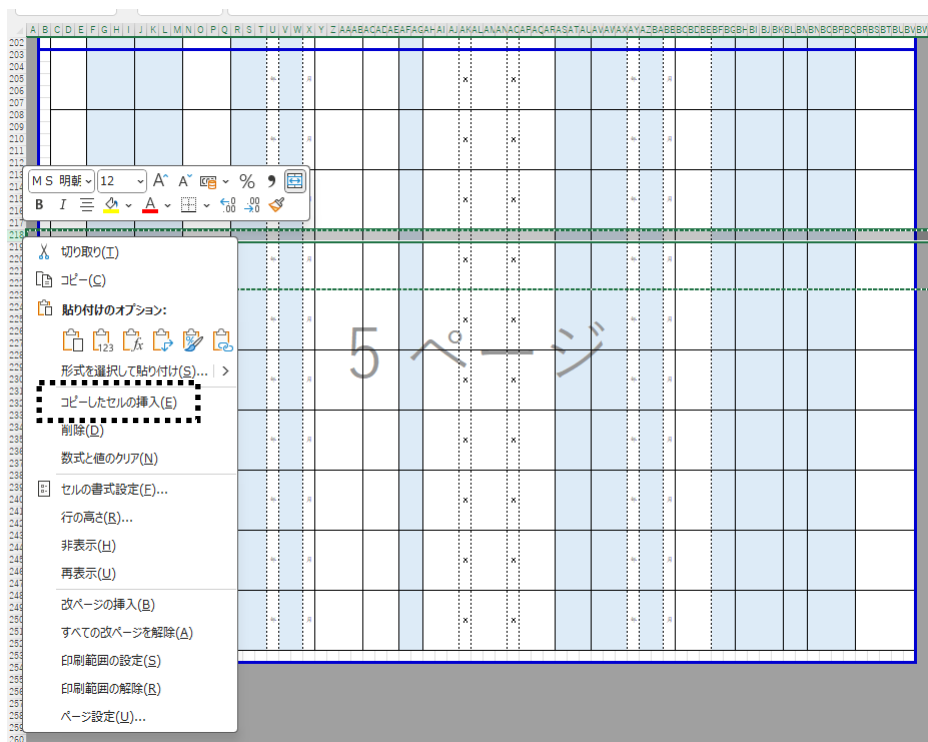
○選択した行の行番号が表示されている部分（上図の破線囲い部分）で右クリックし、表示されたメニューから「コピー（C）」（下図の破線囲い部分）をクリックする



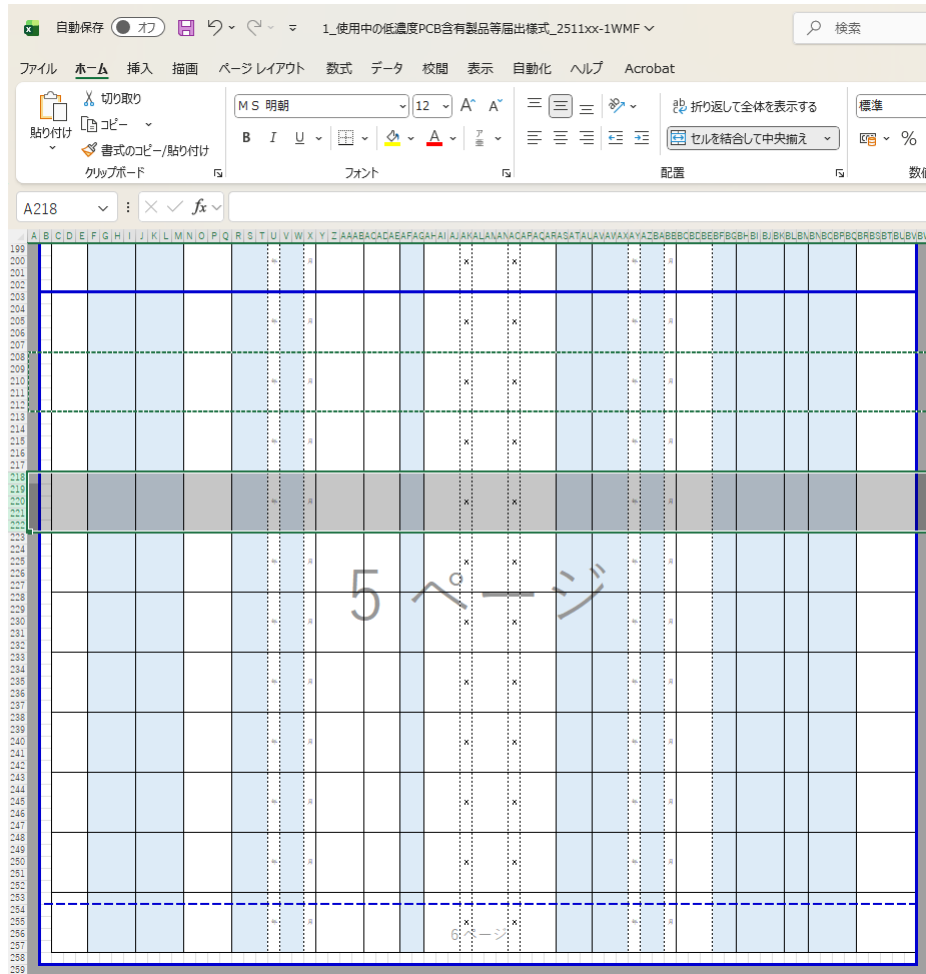
- 任意の入力行の句切れ目（エクセルファイル上の5行で、入力行1行分となっているので、このエクセルファイル上の5行分のうちの一番上の行）を選択する（下図ではエクセルファイル上18～222行による入力行1行分の一番上の行である218行目を選択している）



- 選択した行の行番号が表示されている部分（上図の破線囲い部分）で右クリックし、表示されたメニューから「コピーしたセルの挿入（E）」（下図の破線囲い部分）をクリックする



○新たに入力行1行（エクセルファイル上の5行分）が追加される



## 5. 各届出書等の留意事項について

各届出書の記入方法等について、下記の点についてご留意ください。

- 以下の場合における手続きを別紙のとおり整理しましたのでご参照ください。
- 様式第1号関連
  - 1-1) 使用中電気機器の PCB 含有が判明した場合
- 様式第2号関連
  - 2-1) 1-1) の製品の使用を終えたが、大型の製品等や他の機器の使用状況等との関連で、使用を終え廃棄物となったものの、使用場所から直ちに特別管理産業廃棄物の保管基準を満たした保管場所への移動させることが困難で一時的に使用場所に留め置く場合
  - 2-2) 1-1) の製品の使用を終え廃棄物として保管を開始した場合、及び、1-1) の製品を特別管理産業廃棄物の保管基準を満たした保管場所における保管を開始した場合
  - 2-3) 1-1) の製品の使用を終えたことに由来しない PCB 廃棄物（容器に入った複数の小型コンデンサーが倉庫から発見された、使用を終え回路から外された変圧器が電気室等に置かれたままになっていた、などといったケースが考えられる）の保管が新たに発見された場合
  - 2-4) PCB を含有する塗膜や塗膜の剥ぎ取り等の作業を伴う工事の実施によって発生した PCB 廃棄物を保管する場合
- 様式第3号関連
  - 3-1) 2-2) ～2-4) の対象物の処分（無害化处理）を完了した場合
  - 3-2) 1-1) の製品の使用場所を移動する場合、1-1) の製品を継承する場合、2-1) ～2-4) の対象物の保管場所を継承する場合

別紙

I. 様式第1号関連		想定される事例	届出	届出内容等
1-1)	PCBを含有する製品	初めて届出を行う事業場	法第●条第●項の届出を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第1号の表①～③のいずれか</li> <li>・届出時期：覚知された月の翌月末日まで</li> <li>・届出（記入）対象物：覚知された製品</li> <li>・管理番号：覚知された年度の西暦－整理番号（例：2027-0001）</li> </ul>
		当該製品が新たに（追加で）覚知され届出を行う事業場	法第●条第●項の届出を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第1号の表①～③のいずれか</li> <li>・届出時期：覚知された月の翌月末日まで</li> <li>・届出（記入）対象物：新たに（追加）で覚知された製品及び同届出を既の実施した製品のうち使用を継続している製品</li> <li>・管理番号：覚知された年度の西暦－整理番号（例：2027-0001）</li> </ul>

## II. 様式第2号関連

想定される事例		届出	届出内容等
2-1)	1-1)の製品の使用を終えたが、大型の製品等や他の機器の使用状況等の関連から、使用を終え廃棄物となったものの、使用場所から直ちに特別管理産業廃棄物の保管基準を満たした保管場所への移動させることが困難・不可能で、一時的に使用場所に留め置く場合	初めて届出を行う事業場	法第●条第●項の届出を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第2号の表①～③のいずれか</li> <li>・届出時期：同状況が発生した月の翌月末日まで</li> <li>・届出（記入）対象物：同状況となった製品</li> <li>・様式第1号から紐づける管理番号：様式第1号で付与した管理番号に整理番号「-000」を付与したもの（例：2027-0001-000）</li> </ul>
		当該物が新たに（追加で）発生し届出を行う事業場	法第●条第●項の届出を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第2号の表①</li> <li>・届出時期：同状況が発生した月の翌月末日まで</li> <li>・届出（記入）対象物：新たに（追加で）同状況となった製品及び同届出を既に実施した製品のうち同状況が継続している製品</li> <li>・様式第1号から紐づける管理番号：様式第1号で付与した管理番号に整理番号「-000」を付与したもの（例：2027-0002-000）</li> </ul>
		当年度に同届出を1回以上実施した事業場	法第●条第●項の届出を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第1号の表①～③のいずれか</li> <li>・届出時期：次年度の6月末日まで</li> <li>・届出（記入）対象物：当年度末日時点で同状況が継続している製品</li> <li>・管理番号：様式第1号から紐づける管理番号：様式第1号で付与した管理番号に整理番号「-000」を付与したもの（例：2027-0001-000、2027-0002-000）</li> </ul>
2-2)	1-1)の製品の使用を終え	初めて届出を行う事業場	法第●条第●項の届出を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第2号の表①</li> </ul>

	廃棄物として保管を開始した場合、及び、1-1)の製品を特別管理産業廃棄物の保管基準を満たした保管場所における保管を開始した場合		実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出時期：廃棄物として保管を開始した月の翌月末日まで</li> <li>届出（記入）対象物：廃棄物として保管を開始したもの</li> <li>様式第1号から紐づける管理番号：様式第1号で付与した管理番号に整理番号を付与したもの（例：2027-0001-001）</li> </ul>
		当該物が新たに（追加で）発生し届出を行う事業場	法第●条第●項の届出を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用様式等：様式第2号の表①</li> <li>届出時期：廃棄物として保管を開始した月の翌月末日まで</li> <li>届出（記入）対象物：新たに（追加で）廃棄物として保管を開始したもの及び同届出を既に実施したもののうち保管を継続している製品</li> <li>様式第1号から紐づける管理番号：様式第1号で付与した管理番号に整理番号を付与したもの（例：2027-0001-002）</li> </ul>
		当年度に同届出を1回以上実施した事業場	法第●条第●項の届出を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用様式等：様式第2号の表①</li> <li>届出時期：次年度の6月末日まで</li> <li>届出（記入）対象物：当年度末日時点で保管を継続しているもの</li> <li>様式第1号から紐づける管理番号：様式第1号で付与した管理番号に整理番号を付与したもの（例：2027-0001-001、2027-0001-002）</li> </ul>
2-3)	1)の製品の使用を終えたことに由来しないPCB廃	初めて届出を行う事業場	法第●条第●項の届出を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用様式等：様式第2号の表②又は③</li> <li>届出時期：発見された月の翌月末日まで</li> </ul>

	<p>棄物（容器に入った複数の小型コンデンサーが倉庫から発見された、使用を終え電路から外された変圧器が電気室等に置かれたままになっていた、などといったケースが考えられる）の保管が新たに発見された場合</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出（記入）対象物：発見されたもの</li> <li>・様式第1号から紐づける管理番号：発見された年度の西暦－整理番号（例：2027-0001）</li> </ul>
		<p>当該物が新たに（追加で）発生し届出を行う事業場</p>	<p>法第●条第●項の届出を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第2号の表②又は③</li> <li>・届出時期：発見された月の翌月末日まで</li> <li>・届出（記入）対象物：新たに（追加で）発見されたもの及び同届出を既の実施したもののうち保管を継続しているもの</li> <li>・様式第1号から紐づける管理番号：発見された年度の西暦－整理番号（例：2027-0001）</li> </ul>
		<p>当年度に同届出を1回以上実施した事業場</p>	<p>法第●条第●項の届出を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第2号の表②又は③</li> <li>・届出時期：次年度の6月末日まで</li> <li>・届出（記入）対象物：当年度末日時点で保管を継続しているもの</li> <li>・様式第1号から紐づける管理番号：発見された年度の西暦－整理番号（例：2027-0001、2027-0002）</li> </ul>
2-4)	<p>PCB を含有する塗膜や塗膜の剥ぎ取り等の作業を伴う工事によって発生した PCB 廃棄物を保管する場合</p>	<p>初めて届出を行う事業場</p>	<p>法第●条第●項の届出を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第2号の表③</li> <li>・届出時期：保管を開始した月の翌月末日まで</li> <li>・届出（記入）対象物：保管を開始したもの</li> <li>・様式第1号から紐づける管理番号：発生した年度の西暦－整理番号（例：2027-0001）</li> </ul>
		<p>当該物が新たに（追加で）発生し届出を行う事業場</p>	<p>法第●条第●項の届出を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第2号の表③</li> <li>・届出時期：保管を開始した月の翌月末日まで</li> <li>・届出（記入）対象物：新たに（追加で）保管を開始したもの及び同届出を既の実施したもののうち保</li> </ul>

				管を継続しているもの ・様式第1号から紐づける管理番号：発見された年度の西暦－整理番号（例：2027－0001）
		当年度に同届出を1回以上実施した事業場	法第●条第●項の届出を実施	・使用様式等：様式第2号の表③ ・届出時期：次年度の6月末日まで ・届出（記入）対象物：当年度末日時点で保管を継続しているもの ・様式第1号から紐づける管理番号：発見された年度の西暦－整理番号（例：2027－0001）

### Ⅲ. 様式第3号関連

想定される事例			届出	届出内容等
3-1)	2-2)～2-4)の対象物の処分(無害化処理)を完了した場合	初めて届出を行う事業場	法第●条第●項の届出を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第3号の表</li> <li>・届出時期：処分(無害化処理)を完了(紙マニフェストD票またはE票の返送があった、又は電子マニフェストで処分完了を確認した都度)翌月末までに</li> <li>・届出(記入)対象物：処分(無害化処理)を完了したもの</li> <li>・様式第2号から紐づける管理番号：2-2)～2-4)で記入したものと同一のもの</li> </ul>
		当該物が新たに(追加で)発生し届出を行う事業場	法第●条第●項の届出を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第3号の表</li> <li>・届出時期：処分(無害化処理)を完了(マニフェストD票またはE票の返送があった)次第速やかに</li> <li>・届出(記入)対象物：新たに(追加)で処分(無害化処理)を完了したもの(※同届出を既の実施したものについては記入不要)</li> <li>・様式第2号から紐づける管理番号：2-2)～2-4)で記入したものと同一のもの</li> </ul>
3-2)	1-1)の製品の使用場所を移動する場合、1-1)の製品を継承する場合、2-1)～2-4)の対象物の保管場所を継承する場合	初めて届出を行う事業場	法第●条第●項の届出を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第3号の表</li> <li>・届出時期：移動又は継承を行った(完了した)次第速やかに</li> <li>・届出(記入)対象物：移動又は継承を行った製品又は廃棄物</li> <li>・様式第2号から紐づける管理番号：様式第1号で付与した管理番号と同じ又は様式第2号で付与した「様式第1号から紐づける管理番号」と同じ</li> </ul>

		<p>当該物が新たに（追加で）発生し届出を行う事業場</p>	<p>法第●条第●項の届出を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用様式等：様式第3号の表</li> <li>・届出時期：移動又は継承を行った（完了した）次第速やかに</li> <li>・届出（記入）対象物：新たに（追加で）移動又は継承を行った製品又は廃棄物（※同届出を既に実施したのものについては記入不要）</li> <li>・様式第2号から紐づける管理番号：様式第1号で付与した管理番号と同じ又は様式第2号で付与した「様式第1号から紐づける管理番号」と同じ</li> </ul>
--	--	--------------------------------	----------------------	---

